

土佐町ふるさと就労奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、土佐町ふるさと就労奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の目的)

第2条 町は、町内の企業等の雇用の確保を図り、もって地域経済の活性化並びに地域の若者の定住促進を図るため、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等 土佐町内に事務所、店舗又は工場（以下「事業所等」という。）を有する次のいずれかに該当するものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者及び町税等に滞納がある者を除く。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）

イ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人）

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人）

エ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号。以下、「医療法」という。）に規定する医療法人）

オ 医療施設（医療法に規定する医療施設）（病院、診療所（歯科診療所を含む）、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設等）

カ 介護保険サービス提供事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険サービス提供事業者及び施設。）ただし自治体設置事業者を除く。

キ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人）

ク その他の団体で町長が認めるもの

(2) 新規学卒者 土佐町立土佐町中学校を卒業した者、又は高知県立嶺北高等学校を卒業した者（卒業時に町内に住所を有していた者に限る。）であって、学校（中学校並びに学校教

育法に規定する高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業能力開発校をいう。）における教育課程又は訓練課程を修了した後3箇月以内に企業等に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に有し、雇用された日において34歳以下の者をいう。ただし、事業主又は取締役と2親等以内の親族関係にある者を除く。

- (3) Uターン者 土佐町に5年以上の居住歴のある者が土佐町外へ転出し、当該転出から1年以上経過した後に土佐町に転入した者であって、転入した日から3箇月以内に企業等に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有し、雇用された日において34歳以下の者をいう。ただし、当該転出若しくは転入が同一の事業所等における転勤に起因する場合又は事業主又は取締役と2親等以内の親族関係にある者である場合を除く。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新規学卒者であって、常用の労働者（雇用期間の定めのない労働者又は1年以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された労働者をいう。以下「常用労働者」という。）として6箇月以上雇用されている者
- (2) Uターン者であって、常用労働者として6箇月以上雇用されている者

2 前項の規定にかかわらず、土佐町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年訓令第12号）第4条の規定により隊員として任命されている者は、奨励金の対象としない。

(適用除外)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には奨励金を交付しない。

- (1) 土佐町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年訓令第12号）第4条の規定により隊員として任命されている者
- (2) その他町長が適当でないと認めた者

(奨励金の額等)

第6条 奨励金の額は、100,000円とし1人につき各1回限りとする。

(奨励金の交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、土佐町ふるさと就労奨励金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- (2) 新規学卒者にあつては住民票の写し、Uターン者にあつては土佐町で5年以上の居住歴があること及び土佐町外に1年以上住んでいることが確認できる戸籍の附票等の写し
- (3) 雇用契約書又は雇用通知書の写し
- (4) 雇用された日から申請の日までの出勤簿の写し又はこれに代わるもの
- (5) 直近に修了した学校の卒業証書及び土佐町立土佐町中学校の卒業証書又は高知県立嶺北高等学校の卒業証書の写し、又はこれらに代わるもの（新規学卒者に限る。）
- (6) 氏名及び生年月日を確認できる書類（住民票又は運転免許証等）の写し
- (7) 高知県税の滞納がないことが分かる証明書及び町税等及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書
- (8) その他、町長が必要と認める書類等
(奨励金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による奨励金の交付の申請が適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定し、土佐町ふるさと就労奨励金交付要綱交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第1に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

2 町長は、奨励金を交付しないことを決定したときは、土佐町ふるさと就労奨励金交付要綱不交付決定通知書（別記様式第3号）に不交付の理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 奨励金の交付に際しては、申請者に、県税、町税及び水道使用料等の滞納がある場合は、奨励金を交付しないことができるものとする。

(奨励金の交付の請求)

第9条 奨励金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、奨励金の交付を請求するときは、土佐町ふるさと就労奨励金交付要綱交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付の決定の取消し)

第10条 町長は、奨励金の交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めるときには、奨励金の交付の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて奨励金の交付を受けたとき
- (2) 交付決定者が、奨励金の交付決定の通知の日から1年未満で土佐町外へ転出（転勤を除く）する場合
- (3) 交付決定者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときには、土佐町ふるさと就労奨励金取消決定通知書（別記様式第5号）により、速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第11条 町長は、前条第1項の規定により奨励金の交付を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、土佐町ふるさと就労奨励金返還命令書（別記様式第6号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合には、その限りではない。

2 前項に規定する返還の額は、奨励金を交付した全額とする。

（情報の開示）

第12条 奨励金に関して、土佐町情報公開条例（平成13年条例第16号。以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条、第10条第関係）

- 1 暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。